

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

参考資料 1 - 2

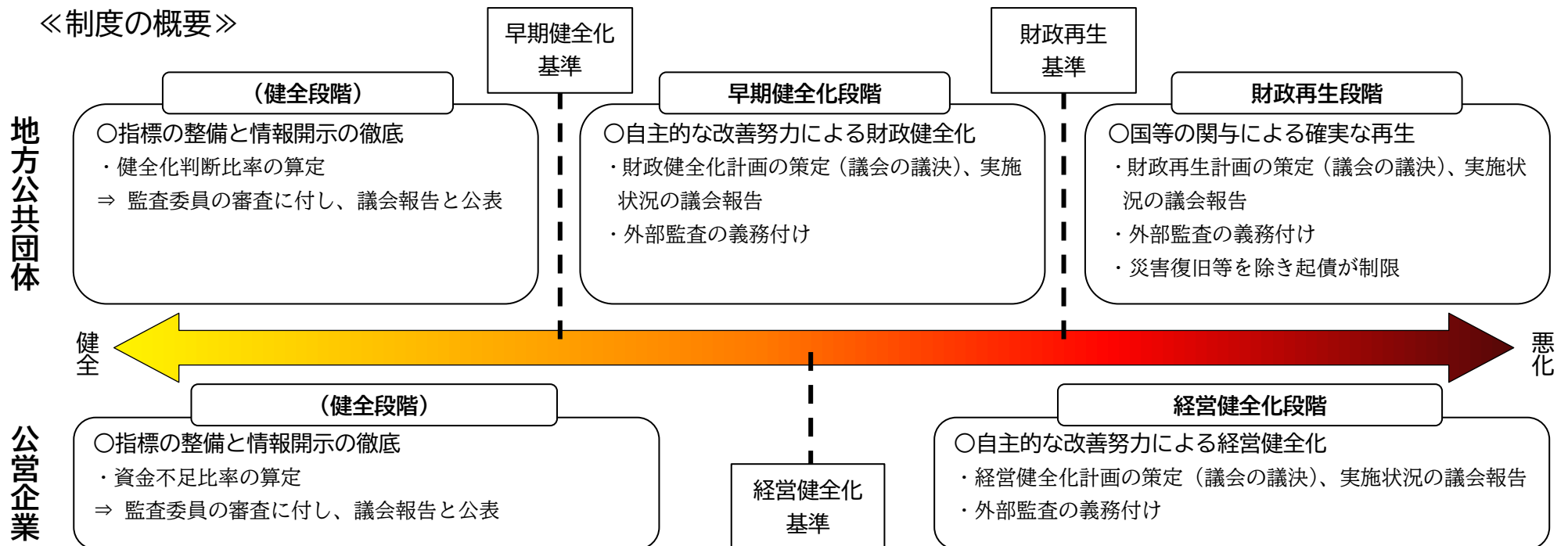
仙 台 市

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

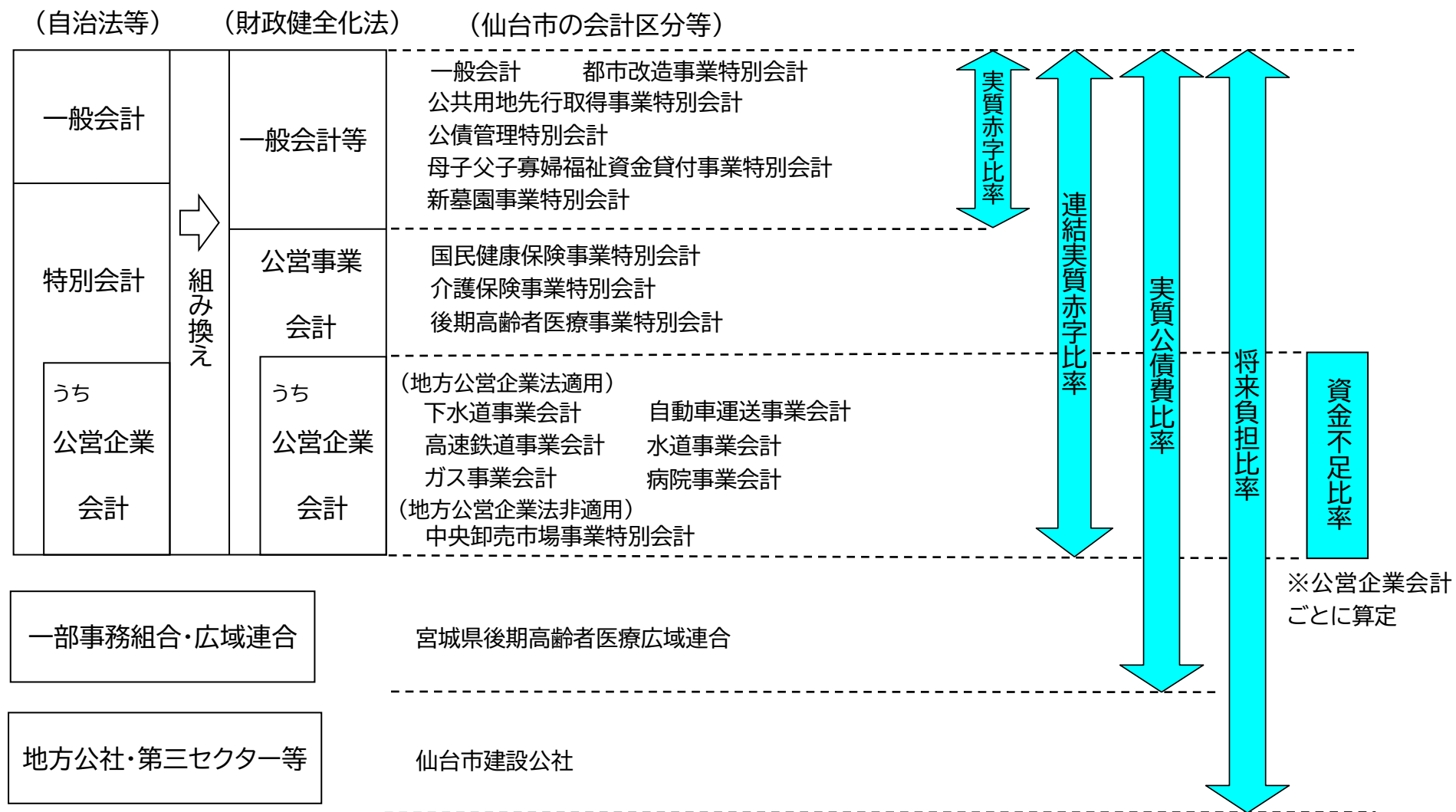
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき、財政の健全性に関する指標（健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率）を算定し、監査委員の審査意見を付して議会へ報告するとともに、公表することとされています。

また、健全化判断比率等が一定の基準を超えた場合は、財政健全化計画または財政再生計画の策定などが義務付けられます。

《制度の概要》



《健全化判断比率等の算定の対象》



2. 令和6年度決算に基づく算定結果

本市の健全化判断比率、及び公営企業会計に係る資金不足比率は、いずれも早期健全化基準等を下回っており、これらの指標上はおおむね適正な水準にあるといえます。

しかしながら、地方公共団体の財政状況はこれらの指標のみをもって測れるものではなく、自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が98.8%と高い水準にあるなど、本市の財政運営は厳しい状況にあります。

		6年度決算	(参考) 5年度決算	政令市に適用される 早期健全化基準	政令市に適用される 財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	－ (-0.95%)	－ (-1.38%)	11.25%	20%
	連結実質赤字比率	－ (-14.30%)	－ (-16.02%)	16.25%	30%
	実質公債費比率 (3ヵ年平均)	4.9%	6.1%	25%	35%
	将来負担比率	44.6%	52.3%	400%	
資金不足比率	下水道事業	－	－	〔 経営健全化基準 20% 〕	
	自動車運送事業	4.5%	0.6%		
	高速鉄道事業	－	－		
	水道事業	－	－		
	ガス事業	－	－		
	病院事業	－	－		
	中央卸売市場事業	－	－		

(注1) 表中の「－」(バー表示)は、赤字や資金不足が生じていないことを表します。

(注2) 表中の()内の数値は、実質赤字比率、連結実質赤字比率を黒字の場合に算定した参考値です。

《各比率の概要及び算定式》

(1) 実質赤字比率

「一般会計等」を対象とした、実質赤字の標準財政規模（標準的な一般財源の規模）に対する割合

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-2,850,473\text{千円}}{299,118,178\text{千円}} = \underline{-0.95\%} \text{（小数第2位未満切り捨て）}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計（都市改造事業、公共用地先行取得事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、新墓園事業及び公債管理の各特別会計）における実質収支の合計額

（注）実質収支が黒字の場合、実質赤字額及び実質赤字比率は負の値となります。

(2) 連結実質赤字比率

全会計（「一般会計等」、公営事業会計及び公営企業会計）を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する割合

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{-42,788,629\text{千円}}{299,118,178\text{千円}} = \underline{-14.30\%} \text{（小数第2位未満切り捨て）}$$

- 連結実質赤字額：次のイとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（注）連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字額及び連結実質赤字比率は負の値となります。

(3) 実質公債費比率

「公債費、企業債元利償還金充当の一般会計繰出金などの合計額」の、標準財政規模に対する割合（公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置される部分を除く）の、過去3ヵ年分の平均値

6年度決算(単年度)

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ = \frac{(33,515,049\text{千円} + 31,180,832\text{千円}) - (21,155,755\text{千円} + 30,879,082\text{千円})}{299,118,178\text{千円} - 30,879,082\text{千円}} = 4.72\%$$

過去3ヵ年平均

$$\frac{(\text{4年度}) + (\text{5年度}) + (\text{6年度})}{3\text{ヵ年}} = \frac{5.02 + 4.96 + 4.72}{3} = 4.9\% \text{ (小数第1位未満切り捨て)}$$

- ・ 準元利償還金：次のイからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

「市債残高、一般会計繰出金の充当が見込まれる企業債残高、第三セクター等への損失補償債務に係る負担見込額などの合計額」の、標準財政規模に対する割合

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} = \frac{1,040,172,855\text{千円} - (245,069,162\text{千円} + 179,945,598\text{千円} + 495,260,125\text{千円})}{299,118,178\text{千円} - 30,879,082\text{千円}} = \underline{\underline{44.6\%}} \text{ (小数第1位未満切り捨て)}$$

- ・ 将来負担額 : 次のイからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額 : イからへまでの償還額に充てることができる地方自治法第241条の基金

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合

下水道、高速鉄道、水道、ガス、病院の各事業会計（法適用）、中央卸売市場事業特別会計（法非適用） →

資金不足は発生していません。

自動車運送事業会計（法適用） →

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{286,200 \text{千円}}{6,354,369 \text{千円}} = \underline{4.5\%} \text{（小数第1位未満切り捨て）}$$

・ 資金の不足額

- 資金の不足額（法適用企業） = （流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－ 解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業） = （繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－ 解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模

- 事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額－受託工事収益の額
- 事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

【参考】令和5年度決算における各政令市の健全化判断比率等の比較（総務省公表資料に基づき作成）

都市名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
仙台市	－（注1）	－	6.1	52.3
札幌市	－	－	2.9	18.2
さいたま市	－	－	6.3	20.1
千葉市	－	－	10.7	122.4
横浜市	－	－	9.5	127.2
川崎市	－	－	8.4	124.0
相模原市	－	－	2.8	－
新潟市	－	－	12.1	123.0
静岡市	－	－	6.1	31.9
浜松市	－	－	3.8	－
名古屋市	－	－	6.4	83.0
京都市	－	－	11.8	140.5
大阪市	－	－	0.9	－
堺市	－	－	5.4	－
神戸市	－	－	4.9	62.6
岡山市	－	－	5.6	－
広島市	－	－	9.6	165.4
北九州市	－	－	10.1	143.2
福岡市	－	－	8.0	66.9
熊本市	－	－	5.5	92.9
政令市（平均）（注2）	－	－	6.6	63.0
早期健全化基準（政令市）	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準（政令市）	20	30	35.0	（設定されていない）

（注1）実質赤字額や連結実質赤字額、将来負担比率がゼロを下回る場合は、「－」（バー）と標記。（注2）平均値は加重平均。